

平成26年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【結果分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
57	<p>指摘事項 8</p> <p>○被措置者の負担金額の算定について</p> <p>未熟児養育医療の負担金額は、「盛岡市母子保健法施行細則」に従い運用すべきであり、過大に徴収していた金額については返還が必要である。</p>	<p>過大に徴収していた負担金の返還については、平成27年1月15日付で対象の保護者に連絡のうえ、返還手続きを行っているところです。</p> <p style="text-align: right;">(母子健康課)</p>	<p>○措置済</p> <p>全体件数187件、927円のうち108件、511円を返還しております。残り79件、416円については、保護者の転出等により音信不通のため未返還となっておりますが、公法上の債権の消滅時効である5年(令和2年1月15日)をもって、時効となっております。</p> <p style="text-align: right;">(母子健康課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。